みまもり通信

りんじごう







●修繕費用の**負担区分**には基準(※)があります。

①**通常損耗**(通常の使用で生じる床や壁の汚れなど)

家主

- ②経年変化 (自然な劣化・損耗等)
- ③ グレードアップ (設備交換や化粧値 L.)

借主 不注意や故意で破損したもの

- **入居契約時**は契約書を確認し、室内の状況を 写真撮影しておきましょう。
- ●**退去時**は請求内容を確認して、 しつかり説明を受けましょう。

※正式名称は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」。賃貸住宅の原状回復 登まう 費用について、負担割合の一般的な基準を国土交通省が公表したもの。



トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(2728-2121)文は消費者ホットライン(2188)へ